地方独立行政法人中期目標各県比較表

山梨県(中期目標)	静岡県(中期目標)	岐阜県(総合医療センター中期目標)
包括(2病院):特定地方独立行政法人	包括(3病院):一般地方独立行政法人	単独: 一般地方独立行政法人
前文	前文	1前文
 前文 県立病院は、県民の健康と生命を守る県の基幹病院として、これまで時代の要請に応じた高度、多様な医療を提供し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。 県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、救命救急センター、総合周産期母子医療センター等を備えるとともに、都道府県が心診療連携拠点病院や難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献してきた。 県立北病院は、本県の名柿神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療の基礎の置思春期精神科医療、民間精神病院では対応困難な患者の受け入れ、さらには、デイケアや訪問看護など、診療機能の多様化、高度化を図りながら、高度で専門的な医療を継続的に提供する体制を整え、県民の医療ニーズに応えてきた。 近年、急速な高齢化の進展や生活習慣の変化による疾病構造の変化 医療も病の進歩等に伴う医療ニーズの多様化・高度化、安心・安全で質の高い医療への関心の高まりなど、医療環境は急速に変化している。 また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立病院を取り着く環境は経営状況を含め、厳しさを増している。このため、県立病院を経営音種が明確でしより自主的で柔軟な業務運営が可能となるとともに、県の医薬も次の関心の高まりなど、に移行することとし、県立中央病院及び県立北病院を一体として運営する地方独立行政法人に移行することとし、県立中央病院及び県立北病院を一体として運営する地方独立行政法人に移行することとし、原の質の一層の向上と経営基盤の強化を目指すことで、今後も、県の基幹病院としての役割を引き続きしつかりと果たしていくことが求められる。 この中期目標は、病院機構に対し、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を活かして達成すべき業務運営の目標や方向性を示す 	 前文 医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上で不可欠であり、 その確保は極めて重要な課題であります。そのため、県では、県内医療機関 の中核的病院として県立病院を設置し、他の医療機関では対応が困難な高度 又は特殊な医療を提供することを通じて本県の地域医療の確保の一端を担う とともに、県内医療水準の向上に寄与してきました。 しかしながら、今日、わが国においては、必要な医師が確保できないことなど に起因して地域医療の存続が大きく揺らいています。本県も同様の状況に置 かれており、 地域医療の確保は、早急に対応すべき課題となっております。 このような状況の中、地域医療の確保に向けた様々な期待に応えて、県立 総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、地方独立行政 法人制度の特徴を活かし、県立病院機構が運営する県立病院として中期目 標の運成に向けた取組を始めることになります。 この中期目標は、県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すもので あり、本県の医療を確固たるものとすべく、県立病院として以下の項目に真摯 に取り組むことを通じて、県立病院が本県における高度・専門・特殊医療や救 急・急性期医療等の分野において第一級の病院であるとともに、地域医療を 確保するための支援の中心的機能を果たしていくことを強く求めるものであり ます。 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する,ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層 取り組むこと。 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層 取り組むこと。 本県を訪りプログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育 成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力する こと。 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した、駆的な取組に挑戦し、成 果を上げること、これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有する こと。 	1前文 岐阜県総合医療センターにおいては、県民が身近な地域でいつでも安心し て良質な医療を享受できるように、地域の基幹病院として地域の医療水準の 向上、住民の健康と福祉の増進に取組んできた。 しかし、少子・高齢化の増進に取組んできた。 しかし、少子・高齢化の進展、医療技術の高度化・専門化、疾病構造の変 化、医療需要の高度化・多様化などにより、近年の医療を取り参く環境は大き く変化している。 特に、産科・小児科の医師不足、手厚い看護体制の導入に起因する看護師 不足、診療報酬のマイナス改定等、医療、病院経営を取り巻く状況は一段と聞 しさを増している。 一方、県民の健康への関心はきわめて高く、今後、これまで以上に、質の高 い医療サービスを求められることが十分に予想される。 これからも、岐阜県総合医療センターとして、このような、医療制度や社会経 済情勢の変化に迅速に対応し、県民が必要とする医療を定り良くかつ継続的 に提供することができるように、地方独立行政法人に移行することとし、この中 期目標において、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター(以下「法人」と いう、)の業務運営の目標や方向性を示すこととする。 地方独立行政法人化後は、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし た、自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、二次医療圏はもとより、 三次医療圏の中核的な病院として、県下全体を視野にいれて、県民が必要と する安全・安心、良質な医療を提供するとたに、「果全体の医療水準の向上を 図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していてことを強く求めるもの である。
<mark>第1 中期目標の期間</mark> 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。	示すなど、改革の魁さきがけとして公立病院改革の道標の役を率先して果た すこと 第1 中期目標の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。	<mark>2 中期目標の期間</mark> この中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの 5年間とする。
ᄨᆞᄜᄆᇆᄱᄲᅷᅎᅭᆞᆙᄀᅎᇝᄮᇰᆇᅒᇰᅊᇲᇰᇰᇉᄜᅶᇗᆂᄺ		
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。 1 医療の提供 県立病院として担う政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に 努め、県民に信頼される医療を提供すること。	県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。 よた、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう情報発信すること。 1 医療の提供	3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 岐阜地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高 度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供 することを求める。 3 - 1 - 1 より質の高い医療の提供 法人が有する医師、看護師、コメディカルや、先進かつ高度な医療機器といった、的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取組むことで、 県内医療水準の向上に努めること。 特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保等に努め、 提供する医療水準の向上に努めること。 特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保等に努め、 提供する医療水準の向上に努めること。 た、個々の患者に最適な医療を選択しより質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカルバスの導入促進に努めること。 さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、医療を全対策を徹底すること
	 包括(2病院):特定地方独立行政法人 前文 県立病院は、県民の健康と生命を守る県の基幹病院として、これまで時代の要請に応じた高度、多様な医療を提供し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。 県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、救命救急センター、総合周産期母子医療センター等を備えるとともに、都道府県が心診療連携拠点病院や離病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度、特殊・先駆的医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献してきた。 県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療や運動者朝精神科医療、国精神病院では対応困難な高度、特殊・た駆的医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献してきた。 県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療や理童思看期精神科医療、民間精神病院では対応困難な患者の受け入れ、さらには、デイケアや訪問看護なと、診療機能の多様化、高度化を図りながら、高度で専門的な医療を継続的に提供する体制を整え、県民の医療ニーズに応えてきた。 近ちに、マイケアや訪問看護など、診療機能の多様化、高度化を図りながら、高度で専門的な医療を継続的に提供する体制を整え、県民の医療ニーズに応えてきた。 近ち、急速な高齢化の進展や生活習慣の変化による疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う医療ニーズの多様化・高度化、安心・安全で質の高い医療への関心の高まりなど、医療環境は急速に変化している。 また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立病院を取り 巻く環境は、経営状況を含め、厳しさ客境している、ほた、全国的な医師不足や国の医療制度改革などとにより、してある、 また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立病院を取り 巻く環境は、経営状況を含め、厳しさ客境している、このため、県立病院を取り 巻く環境は、経営状況を含め、厳しさ客境の正文化している。 また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立小病院を取り 巻く環境は、経営状況を含め、厳しさ客境の可能となるとともに、県の医 (以下・政策医療)といて、うのため、県立病院を取り 巻く環境(以下・政策医療)という、うしっかりと確保でき る経営部態である地方独立行政法人に移行することともに、県の医 の向上と経営影響の強化を目指すとことなたところである。 家の機構構は、その病院のしたりが支払うが直接構成に対したり強いが強いとしての役割を開たとしての役割 を開きたいのとなど、ため、現の一部の時にとての役割 を引き続きしっかりとたいで達成すべきが求められる。 この中期目標は、病院機構に対し、地方独立行政法人制度の特長である自 であり、病院機構は、政策医療を確実に実施するとともに、県に二ーズに対応した良質な医療を提供し、県内における医療があるのである。 第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する要求、 第3の機構 取りため、実務の質の向上に関する要求、 	包括(2病院):特定地方独立行政法人 包括(3病院):一般地方独立行政法人 前文 前文 算立原版は、県民の健康生命を守る県の基幹額版として、されてきたい 医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上く可大なり、 安都に応じた高度、多様な区債を提供し、場の医療提供体制において重要 な役割を見たしてさたとこでおちる。 現立中央病院は、本県に広わける急性期度機の基幹額版として、改善数会社 (2)中、最合局置期の子医者とつくつう、等を構えるとさたに、和道府服が小診療 要し中央病院は、本県に広わける急性期度機の基幹病院として、改善数会社 (2)というの役権機関では力が防空間地な高売・特殊・先期防盗務の種類にしたりたきした。 というして、約欠酸増間では力力が原因調ねる高売・特殊・先期防盗務の種類の目上に寄っては、奥力医療の健康ではたったし しいこか約欠者増間では力力が原因調ねる高売・特殊・先期防盗務の種類の目上に寄っては、奥力医療の健康ではたえてした。 しいたがか、今日、カが間にありては、皮、要して意した。 (2)とは、約欠酸増期合料体15度酸に少か-等を構成としても、精神料教急・急性期 医愛やの思想和体15度酸にとかっ一番を構成をとなって、精神料教急・急性期 医愛やの思想和体15度酸にとかっ一番を構成をとない、「精神料教急・急性期 医愛やい思想者時がかた電は、自然化を認いな かれており、 地域医療の健康にしたいては、参型、実態間はないに、 (2)には、70次酸増用やは15度酸には、かられな空気の (2)にないたなきたい、したなの、原立(1)にないたなき、(2)に (2)にないたなきたい、したなのなりたいたなき、(2)に (2)にないたなきたいたいます。 (2)にはないたなきたいたい (2)にないたなきたいたいます。(2)にないたな) (2)にないたなきたいたい、地域医療の健保に同たたなって、奥力 (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいたなきな) (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたいたいます。(2)に (2)にないたたなきたいたいます。(2)に (2)にないたたなきたいたいます。(2)に (2)にないたなきたないたいます。(2)に (2)にないたなきたないたいます。(2)に (2)にないたなきたならたないたなきたないたまなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたな (2)に医療を強くには(2)になたたないたまなきたなたたないたまななたたないたまななたないたまななたたないたまななたないたまなないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたないたまななたたないたなきたないたなきたないたなきたないたなきたな (2)に関いたなさなたたなたなきたなたたないまなまなたたないたまななたたないたなきたないたなきたないたなきたなたたなたなたなきたなたたないたなきたなたたなきたなたたなたなまなないたなきたなたたないまな (2)に関いたなさなたたないたまななたたない、(2)(2)に関いたなさなたたなたなまななたたなたなたなたなたなたなたなまな (2)に関いたなさなたたないたまななたた

地方独立行政法人中期目標各県比較表

地方独立行政法入中期目標合県に戦衣	山梨県(中期目標)	静岡県(中期目標)	
二里宗(甲期日际 系余) (1)診療機能の充実	(1)政策医療の提供		レージャング (総合医療ビンター中期日标) 3-1診療事業
高度医療の提供 がん 脳卒中、急性心筋梗塞に対する高度医療など多くの分野で県内最高 水準の医療を提供し、県民から高い評価を受けられる病院をめざすこと。 特に、がん診療については、地域がん診療連携拠点病院として三重大学医 学部附属病院と連携し、県全体の医療水準の向上に貢献すること。	救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童思 春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠 くことのできない政策療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。 また、がんや難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている 疾病について重点的に取り組み、本県医療水準の向上に先導的な役割を果 たすこと。	県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている 医療を誠実に提供すること。 (3)県立病院が重点的に取り組む医療 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医	3 - 1 - 3 診療体制の充実 医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者 動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実や見直し、若しくは専門外来 の設置や充実など診療体制の整備・充実を図ること。 3 - 1 - 5 重点的に取組む医療
救急医療 救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者に対応すること。 また、ヘリポートを活用するなど積極的に広域的な対応を行うこと。 小児・周産期医療 小児・周産期医療の提供を確保するため、他の医療機関と連携及び機能分	さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく医療を提供すること。 (2)質の高い医療の提供 専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な、医師・看護師等(以下 「医療従事者」という、)の確保を図ることなどにより、先駆的で質の高い医療 を提供する	療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。 また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植 医療等を提供すること。	高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関において は実施が困難ではあるが県民が必要とする医療を、岐阜県総合医療センター として重点的に実施すること。 特に、「教命救急医療」、「心臓血管疾患医療」、「周産期医療」、「がん医 療」、女性とこども医療、を、岐阜県総合医療センターにおける重点医療とし て位置付け、さらに充実・強化して高度で先進的な医療を提供すること。
担を行いながら、地域周産期母子医療センターとしての機能を充実すること。 感染症医療 感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院としての役割を果たすとともに、 新型インフルエンザ等の新たな感染症に率先して対応すること。			
(2)信頼される医療の提供 診療にあたっては、患者との信頼関係の構築に努め、ニーズを踏まえた最 適な医療を提供すること。 また、クリニカルバスの導入を推進するとともに、インフォームドコンセントの 徹底やセカンドオピニオンの整備など体制の充実を図り、患者の視点に立って 信頼される医療を推進すること。	(3)県民に信頼される医療の提供 県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供する こと。	(1) 基本的な診療姿勢 診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。	3 - 1 - 4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携 近隣の医療機関等との役割分担を明確にするとともに病病連携・病診連携 を一層推進し、地域の実情に応じて岐阜地域の基幹病院としての機能を引き 続き発揮し、県民が求める医療を実施すること。 さらに、退院後の療養に関する各種情報を提供することにより、医療から介 護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。
(3) 医療安全対策の徹底 医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる環境を提供する ため、医療安全対策を徹底すること。			
(4) 患者・県民サービスの向上 診察、検査、会計等にかかる待ち時間の改善、プライパシーの確保に配慮し た院内環境の整備、相談体制の充実など、病院が提供するサービスについて 患者の利便性の向上を図ること。 また、患者や家族、県民から信頼を得られるよう、職員の意識を高め接遇の 向上に取り組むこと。			3-1-2 患者・住民サービスの向上 来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快 適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の整備、医療情報に関する相 談体制の整備・充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利 便性の向上に努めること。 また、病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れる仕組 みを作り、患者・住民サービスの向上を図ること。
2 非常時における医療救護等 大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、 県民に対するセーフティネットの役割を的確に果たすこと。	5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を 担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。	5 災害等における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災 害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。	3 - 5 災害等発生時における医療救護 災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療ス タッフの派遣や災害派遣医療チームの派遣など医療救護を行うことを求める。
(1)大規模災害発生時の対応 東海地震、東南海・南海地震など大規模災害発生時には、医療救護活動の 拠点としての機能を担うとさに、災害時医療支援チーム(DMAT)の派遣な ど医療救護活動に取り組むこと。	(1)医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救 護活動の拠点機能を担うこと。	(1) 医療救護活動の拠点機能 災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救 護活動の拠点機能を担うこと。	3 - 5 - 1 医療救護活動の拠点機能 災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療 スタッフの現地派遣など本県或いは岐阜地域の医療救護活動の拠点機能を 担うこと。
また、基幹災害医療センターとして、DMATなどの要員の育成や災害医療 訓練を行うなど大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。	(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極 的に医療救護活動に協力すること。	(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極 的に医療救護に協力すること。	岐阜県の基幹災害医療センターとして、県内の災害拠点病院に対し災害医 療研修や災害医療訓練(公開)を行うなど指導的役割を発揮すること
(2)公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応 新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に 応えて患者を受け入れるなど、迅速に対応すること。			3 - 5 - 2 他県等の医療救護への協力 県内のみならず他県等の大規模災害等においても、災害派遣医療チーム (DMAT)を派遣するなど、積極的に医療救護の協力を行うこと。
3 医療に関する地域への貢献 地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援することにより、地域の 医療機関からも信頼される病院となること。 (1)地域の医療機関との連携強化	4 医療に関する地域への支援 の本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な 医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院と なるよう努めること。		3 - 4 地域支援事業 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を 行うことを求める。 3 - 4 - 1 地域医療への支援
地域連携クリニカルパスの活用など病病連携・病診連携を推進し、県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。	(1)地域医療機関との協力体制の強化 県立病院として、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、 県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。	(1) 地域医療への支援 遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保 と連携への支援を行うこと。	地域の医療機関との連携、協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共 同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基幹病院として地域医療の 確保に努めること 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援
(2)医師不足等の解消への貢献 へき地医療拠点病院として、へき地の医療に対する支援体制を充実するとと もに、医師不足の深刻な公立病院に対して医師を派遣するなど、地域の医療 提供体制の確保に貢献すること。	(2)地域医療への支援 医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。 また、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成 を図り、県内の公的医療機関の医師の確保・定着に協力すること。 さらに、県立病院に必要な医師の確保を図る中で、公的医療機関への支援	(2) 公的医療機関への医師の派遣協力 県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派 遣に積極的に協力すること。	医師へ足の地域の医療機関やへさ地医療機関への診療支援など入的支援 を行うこと。 代診医師の派遣や巡回診療等、県全体での広域的なへき地医療支援事業 の企画・調整など、県におけるへき地医療対策を円滑かつ効率的に実施する こと。
	に努めること。 (3)社会的な要請への協力	(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的 な要請に積極的に協力すること。	3 - 4 - 2 社会的な要請への協力 岐阜県総合医療センターが有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師 派遣など社会的な要請に積極的な協力を行うこと。
	県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的 な要請に積極的に協力すること。		

地方独立行政法人中期目標各県比較表

三重県(中期目標 素案)	山梨県(中期目標)	静岡県(中期目標)	岐阜県(総合医療センター中期目標)
4 医療に関する教育及び研修 医療従事者にとって魅力ある病院となるよう関係機関と連携して教育及び 研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図ら れるよう医療従事者の育成を行うこと。	3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。 (1)医療従事者の研修の充実	3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修	3 - 3 教育研修事業 医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立 看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入 れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。
(1)医師の確保・育成 三重大学と連携して指導医を確保するとともに、積極的に臨床研修医等を 受け入れ、優れた医師の育成を行うこと。	医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院 となるよう研修の充実に努めること。 (2) 県内の医療水準の向上	医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療 従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実を図ること。 (2) 医師の卒後臨床研修等の充実	専門医等の研修施設として認められた病院(臨床研修病院)として、臨床研 修医及びレジデント(専門分野の研修医)の積極的な受入れを行なうこと。 岐阜大学医学部財属病院や県が設立した他の地方独立行政法人などの臨
(2)看護師の確保・育成 看護師の確保・定着を図り、質の高い看護が継続的に提供できるよう研修 の充実を図ること。	他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修 等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。 また、医療従事者教成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担 う医療従事者の育成に協力すること。	し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門 研修の充実を図ること。	3 - 3 - 2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施
(3)コメディカル(医療技術職)の専門性の向上 薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術職について、専門性の向上 を図るため、研修の充実を図ること。		(3) 知識や技術の普及 県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術 を積極的に普及させること、また、医療従事者の養成に協力すること。	県内に就学している看護学生の実習受入れ、救急救命士の新規養成及び 再教育にともなう病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を 図ること。
 (4)資格の取得への支援 専門医、認定看護師など職員の資格取得に向けた支援を行うこと。 (5)医療従事者の育成への貢献 			
医学生、看護学生の実習を積極的に受け入れるなど、県内の医療従事者 の育成に貢献すること。			
5 医療に関する調査及び研究 提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への 貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。	2 医療に関する調査及び研究 県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健 腰の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に 取り組むこと。		3 - 2 調査研究事業 岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準 の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行うことを 求める。
		 (1) 診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。 (2) 県民への情報提供の充実 	3 - 2 - 1 調査及び臨床研究等の推進 高度、先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発 臨床応用のための研究を推進すること 県及び岐阜地域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機
		(2) 宗氏への情報症状の光美 公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信 し、県民の健康意識の高揚に努めること。	関や企業との共同研究などを促進すること。
		(3) 産学官連携等への協力 富士山麓先端健康産業集積(ファルマバレー)プロジェクトなど、治験や産 学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。	3 - 2 - 2 診療等の情報の活用 電子力ルテシステムを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用 し、診療等で得た情報を岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上 に活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。
			3 - 2 - 3 保健医療情報の提供・発信 県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健 医療情報な、見た対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信 を行うこと、
第3業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3業務運営の改善及び効率化に関する事項	4 業務運営の改善及び効率化に関する事項
医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図るため、業務運営の改善 及び効率化を推進すること。 1 適切な運営体制の構築 医療環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、運営体制を構築するこ と。	医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を図るため、自律性、機動性など に優れた地方独立行政法人制度を活かして、業務運営の改善及び効率化に 努めること 1 簡素で効率的な運営体制の構築 医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤	医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。 1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、 簡素で効率的な組織づくりを進めること。	4 - 1 効率的な業務運営体制の確立 自律性、機動性、効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立 するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の 改善及び効率化に努めることを求める。
2 効果的・効率的な業務運営の実現 医療環境の変化に応じて職員の配置や予算執行を弾力的に行うなど、効果 的・効率的な業務運営を行うこと。	の強化が図られる運営体制を構築すること。 2 効率的な業務運営の実現 病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な 業務運営の実現を図ること。	2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果 的で効率的な業務運営の実現を図ること。	4 - 1 - 1 簡素で効果的な組織体制の確立 医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、法人の理事長 のリーダーシップが発揮できる簡素で効果的な組織体制を確立すること。 ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営 効率の高い業務執行体制を確立すること。
3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成 すべての職員が病院の基本理念を共有し、継続して業務改善に取り組む組 織文化を醸成すること。	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るため、診療報酬改 定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるととも	3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。	4 - 1 - 2 診療体制、人員配置の弾力的運用 医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師・看護師等の配置の 弾力的運用を行うこと。
4 就労環境の向上 職員が働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を 図ること。	 に、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。 4 事務部門の専門性の向上 診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することによ。 	4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的 に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。	常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の 提供に努めること。 4 - 1 - 3 人事評価システムの構築
5 人材の確保・育成を支えるしくみの整備 人材の確保・育成を支えるしくみを整備し、組織力の向上に向けて、職員一 人ひとりが、その意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりを行うこと。	り、専門性の向上を図ること。 5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 業務に携わる全ての者が、組織における価値観や中長期の経営の方向性	5 就労環境の向上 優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きが いのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。	職員のモチペーション向上のため、知識、能力、経験や勤務実績等を反映させた公平で客観的な人事評価制度の構築を図り、中期目標の期間の最終年度までに試行運用を行うこと。
6 事務部門の専門性の向上と効率化 病院経営や医療事務に精通した職員を確保、育成することにより、事務部門 の専門性の向上を図ること。また、業務の継続的な見直しを行い、事務部門 の効率化を図ること。	を共有する中で、病院経営に対する責任感や使命感を持って積極的に業務改 善に取り組む組織文化を醸成すること。 6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備		4 - 1 - 4 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保 及び育成することにより、事務部門の専門性を向上すること。
	◎ 誇りや運収感をつく聞いとか、ときな場場の空間 業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り 出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。		

資料4

地方独立行政法人中	中期目標各県比較表
-----------	-----------

地方独立行政法人中期日標合宗氏戦衣			
三重県(中期目標 素案)	山梨県(中期目標)	静岡県(中期目標)	岐阜県(総合医療センター中期目標)
 7 収入の確保と費用の節減 病床利用率の向上、診療報酬制度への適切な対応、診療報酬の請求漏れ 防止や未収金対策の徹底などにより収入の確保を図ること。また、薬品や診 療材料の在庫管理の徹底や、多様な契約手法の検討などにより費用の節減 に取り組むこと。 8 積極的な情報発信 県民の医療に関する意識の向上を図るとともに、運営の透明性を一層確保 するため、法人の取組や運営状況などを積極的に情報発信すること。 			 4 - 2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通 じて、収支の改善を図ることを求める。 4 - 2 - 1 多様な契約手法の導入 透明性:公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様 な契約手法を導入し、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図るとともに、費 用の節減に努めること。
9 5 にの、広人の収起で座台小ルなこで有性の」に同報先后9 5 ここ。			 4 - 2 - 2 収入の確保 地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。 4 - 2 - 3 費用の削減 薬剤・診療材料の購入方法の見直しや在庫管理の徹底や後発医薬品(ジェ
			ネリック医薬品)の採用などにより費用の節減に努めること。
第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項	5 財務内容の改善に関する事項
医療環境の変化に対応して、良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に 提供できる経営基盤を確立すること。	業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収 支を黒字とすること。	業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損 益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。	5 - 1 経常収支比率 業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標の期間の最 終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。
そのため、業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標の期間に経常 収支比率100%以上を達成し、維持すること。			5-2 職員給与費対医業収益比率 職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の黒字
なお、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費につい ては、引き続き県が負担する。			病院の当該比率の平均値を参考に、中期計画にその目標を定め、中期目標 の期間の最終年度までに達成すること。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項	6 その他業務運営に関する重要事項
1保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政の取組に対し積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内の他の医療機関の模範となるよう法令や社会規範を 遵守すること。	 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 法令・社会規範の遵守・ 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。 3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に 	県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社 会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業 務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。	拡充といった育児支援体制の充実など、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。 さらに、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。 6 - 2 県及び他の地方独立行政法人との連携人事交流など、県及び県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進
	積極的に取り組むこと。		すること。 6 - 3 医療機器・施設整備 医療機器・施設整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術 の進展など総合的に勘案して計画的に実施すること。
			6 - 4 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人は、岐阜県に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方 債のうち、法人成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を 負担すること、また、その債務の処理を確実に行うこと。